

2019年12月13日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## CRS税制改正アップデート

### EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

2019年12月12日付け、与党による令和2年度税制改正大綱(以下、「大綱」)が公表されました。

本大綱では、2017年より施行されたCRS関連法令(注)の一部を改正することが決定されています。

今回の改正は、これまで業界団体含め関係者から指摘されていた、OECD策定の基準とCRS関連法令との間に一部差分が生じている項目を中心に行われるものです。

改正内容は以下のとおりです。

(1) CRSの対象となる者について次の点が変更になります。

- ① 設立後2年を経過していない法人、および租税条約等の相手国等(報告対象国を除く)のうち、一定の国または地域の法令に準拠して設立された一定の外国金融機関等を、特定法人の範囲から除外する。
- ② CRSの対象となる特定取引を行う一定の者が他の者のために当該特定取引を行う場合等には、当該他の者が当該特定取引を行う者としてCRSを適用する旨を明確化する。
- ③ CRSの対象となる「事業体」の定義規定を新たに設ける。

(2) CRSの対象となる特定対象者の居住地国の特定手続等について、次の見直しが行われます。

- ① 民法組合等の居住地国は、実質的な管理を行う場所の所在する国または地域とする。
- ② 準拠法により遺産が事業体とされる場合には、被相続人の居住地国(現行:当該事業体の居住地国)を特定する。
- ③ 報告金融機関等と複数の者との間で締結されている既存特定取引に係る契約がある場合等には、特定取引契約資産額の合計の対象とする。
- ④ 報告金融機関等による特定対象者の一定の情報を取得するための措置について、報告対象国を特定対象者の居住地国として特定した場合に限定する。
- ⑤ 特定対象者の居住地国等の再特定手続について、報告金融機関等は、新規届出書等に関する状況の変化があった場合には、当該状況の変化があった日から3カ月を経過する日等の一定の日までに、当該新規届出書等を提出した者等に対し、異動届出書の提出要求等をし、その提出等がなかったときは、当該状況の変化に基づきその者の居住地国の特定等をしなければならないこととする等の所要の措置を講ずる。

(3) 特定取引から除外する取引の範囲から、特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(ストックオプション税制)の適用を受けて取得される株式に係る取引を除外した上、当該取引に係る特定手続について所要の措置を講ずる。

(4) 報告対象外となる者の範囲に、外国政府等が資本金等の全部を出資している法人で一定の要件を満たすものを加える。

(5) 特定取引を行う者またはその関係者等による当該特定取引に係る契約に関する行為等の主たる目的の一つが、報告事項の提供を回避することである場合には、その行為等はなかったものとしてCRSを適用する。

(6) その他所要の措置を講ずる。

適用時期は令和2年(2020年)4月1日からとされていますが、実務への影響が大きくなることが想定されている項目もあり、上記(1)①、(2)⑤および(4)の改正は令和4年(2022年)1月1日から適用されることとされています。各金融機関におかれましては、改正項目の内容の理解に加え、改正後の要件と現行実務とのギャップを早急に把握し、適用日に備える必要があります。

また、2018年後半より国税当局によるCRS税務調査が開始されていること、さらに2020年よりOECDによる対日レビュー(Peer Review)が予定されていることから、CRSと併存する類似制度であるFATCA上の手続への関連性も意識しながら、これまでのCRSに係るコンプライアンス態勢を再点検し、調査に耐えうる態勢を整える必要があります。

注:

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度を指す。Common Reporting Standardの略。

2014年7月21日、OECD(経済協力開発機構)は「課税における自動的な情報交換に関する基準(The Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters)」を公表しています。本基準は、各国の税務当局が国際間の脱税行為を防止するため、G20からの要請に応じて作成されたもので、当局間の基本的な合意事項が記載されたモデル合意書(Model Competent Authority Agreement、以下モデルCAAという)、共通報告基準(Common Reporting Standard)及び関連するコメントリー及び付属文書から構成されています。日本では、2015年3月31日にCRS関連法及び政省令が成立・公布(国内法制化)され、本邦金融機関は2017年1月1日から、CRS要件に従って対象口座の特定手続を行い、報告対象となる顧客口座情報を毎年4月30日までに所轄の税務署へ申告を行うことが求められています。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

### ビジネス・タックス・サービス

古川 武宏	パートナー	takehiro.furukawa@jp.ey.com
吉川 俊幸	ディレクター	toshiyuki.yoshikawa2@jp.ey.com
Patrick Hu	シニアマネージャー	patrick.hu@jp.ey.com
池畑 景子	シニアマネージャー	keiko.ikehata@jp.ey.com
伊東 亜希子	マネージャー	akiko.ito@jp.ey.com
山本 寛子	マネージャー	hiroko.yamamoto2@jp.ey.com

### フィナンシャルサービス

鈴木 哲也	アソシエートパートナー	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
大友 みどり	アソシエートパートナー	midori.otomo@jp.ey.com

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

### Japan Tax SCORE 20191213

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)